

原発ゼロに政策変更する場合の責任分担

1 前提

- ・ 原発（原子炉）は、経済産業大臣の許可に基づき、電力会社で設置・運転されている（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（原子炉等規制法）23条）。
- ・ 廃炉は、電力会社が原子炉を廃止しようとするとき、自らが作成する廃止措置計画に基づいて行われる（原子炉等規制法43条の3の2）。

2 責任分担

	電力会社	国
廃炉費用	<p><原則></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設置者として、負担する。 ∴政策変更にかかわらず、もともと必要な費用だから。 <p><例外></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 安全基準が強化されたことにより廃炉することになった場合の費用は、設置者として負担する。 ∴安全基準はその時々を知見に基づいて最低限守るべきことを定めているだけであって、その後基準が強化された場合に過去の基準を満たしていれば動かせることまで設置者の権利として認める必要はない。そもそも、安全とは言い切れない原子炉を動かすことは、社会的に許されないことは、十分認識しているはず。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全ての最新の安全基準を満たしているにもかかわらず、廃炉にすべきと国が命じた場合は、廃炉が早まったことにより、特別に生じる損失は国が負担する。 ∴全ての最新の安全基準を満たしている原発を止めるということは予測不可能な政策変更であり、運転終了まで稼働できたものが、政策変更により廃炉することになったのだから、その部分に限っては国がこれを負担すべき。

核燃料に関する費用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本的に上記の考え方を準用 ・ 例外的な政策変更時に在庫されていた核燃料のうち、廃炉までに使った使用済核燃料に関する費用は電力会社が負担する。 ・ ∴ 原発に使う核燃料は、当然に電力会社が負担すべきだから。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 例外的な政策変更時に在庫されていた核燃料のうち、廃炉が早まったことにより生じた余剰在庫は国が負担する。 ・ ∴ 政策変更によって、余剰することになったのだから。
廃炉までに事故が生じた場合の費用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 設置者として、負担する。 	

3 電力会社が破綻する場合

- ・ 電力会社が負担すべき金額が大き過ぎて、経営破たんする可能性がある場合は、原則として会社更生法を適用して、関係者間の負担の分担を決めることとすべきである。（この場合、東京電力の場合と異なり、事故の被害者がいないため、その損害賠償債権がカットされるということを考慮する必要がない。従って、会社更生以外の手続きを考える必要性はほとんどない。）
- ・ この場合、裁判所の関与の下に、会社経営陣の責任を問い、リストラなどの措置もとることと並行して、株主、債権者の順で負担を負うことになる。その結果、銀行等の債務が大幅に削減されれば、仮に政府が何らかの支援をする必要が生じた場合の必要額がその分少なくなる。
- ・ 国の支援を行う場合は、一般税収の中から負担するか、何らかの形で電力消費者に負担を転嫁するか（現在の電源開発促進税でまかなうなど）という選択肢は残る。
- ・ なお、電力債が一般担保付社債となっていることは、他の新規参入者との関係で著しく公平を欠くので、この制度は早急に廃止すべきである。原発を保有している電力会社の資金調達コストが上昇する可能性が高いが、それは原発本来のコストであるので、それが市場によって評価されることは好ましい現象である。